



国語問題紙

2025 年 2 月 11 日

11 : 50 ~ 12 : 50 (60分)

注 意 事 項

1. 国語の問題紙は全20ページである。
2. 解答はすべて選択肢の中から選び、その番号を解答用紙（マークシート）の指定された欄にマークすること。
3. 試験開始の合図があるまで問題紙を開いてはいけない。
4. 試験終了まで退室してはいけない。

次の文章を読み、後の設問に答えよ。

他者を「理解」する、というのはいかなる事態なのだろうか。私たちは、ふだん、ある意味でこれをやすやすとなしとげる。しかし、ふだん、これをする事の困難さに私たちは苦しむ。そして、単純にいうなら、シュッツの「理解」についての議論も、このふたつの側面を、はつきりと示している。

彼の「社会的世界」——他者という場所——の描写は、彼がいう「われわれ関係」¹、つまり、私とある他者が時間と空間を共有している「対面状況」から始まる。ここでは、私は他者を「直接体験」において経験する。「言葉」以前、「意味」以前の水準（「前述語的」水準）で「生命と意識をもった人間としての他者の自己」が純粹に体験される、というのだ。たとえば（少し不思議な例だが）、ある人と私が飛んでいる鳥を隣に座っていつしよに眺めている場合。あるいは、何人かで楽器を弾いたり、合唱する場合。この場合「生ける現在を共に生き、この共に生きることを「われわれ」として経験」している、とシュッツはいう。

こうした「われわれ関係」にいる他者は、「私の前に全身的に立ち現れて」いる。私は、その他者の「身体」を前にして、「相手の動きや身振りや顔の表情を目にし……発話の抑揚やリズムを耳にする」。それらすべてが、私にとって「彼の意識生がそれを通して私の前に生けるものとして姿を現してくる、まとまりをもった具体的な徴候の領野」となる。I、私には、その「徴候」（「身体」）を通して「他者の意識生」（「こころ」）が「根源呈示」されることになるのである。

しかし、こうした「われわれ関係」は稀である。同じ鳥を見て同じ時を過ごす関係、同じ音楽を介して「チューン・イン」している関係から、多くの場合、私たちは別の人間——「他者」として向きあう関係へと移行する。そのとき、私は他者を「間接呈示」によって「理解」することになる、とシュッツはいう。私自身の経験や「われわれ関係」の相手の他者の経験は私に対して「根源呈示」されるのだが、向きあった他者について私に与えられるものはずっと限定されていて、「他者の身体」という物理的対象と、この身体に生じる諸事象、および彼の身体の諸々の動き、「とりわけ最も広い意味での言語的表現」だけである。こうした他者を前に私たちはこう問う、目の前の身体の動きや言語を仮に私がしたとすれば、それは私にとつてなにを「意味」するのか。私のもつ「意味連関」はすでに「根源呈示」でわかっている。「身体」「言語」と「意味」「動機」との対応関係を私自身の例から類推して、私は他者の身体の動きと言語が表す「意味」を「理解」する。つまり、「自己解釈」を「他者理解」にあてはめて他者の「精神的自我」を把握する、これがシュッツのいう「間接呈示」である。

①

こうした「間接呈示」は、どれだけ他者についての「徴候」があるかによって段階的に変化する。全身で出会われる状況から、ある「類型」（たとえば「郵便配達人」とか「日本人」とか「男」といった）としてしか出会えない状況に移っていくとき、私は、そうした「類型」についての「自己解釈」を「他者理解」にあてはめて類推していくことになる。いや、そもそも「理解」は「類型」によっているといったほうがよいだろう。この「身体」の動きや「言葉」がどんな「A」を表すのかを、私は「自己解釈」に基づいてある「類型」に形づくる。その「類型」を、げんに見えるある他者の「徴候」にあてはめて（「間接呈示」）その意味を「理解」する。——シュッツによれば、このようにして「理解」は成立するのである。

以上のようなシュッツが描く「理解」の構図——もしかしたら私の紹介がおおざっぱすぎることもあって退屈なものだったかもしれないが——、これは私には、「理解」をめぐる、次のようなふたつのイ相^aを明確に示す議論を導くように思われる。シュッツは、まず、こんなことをいう。「他者の心を対象とする認識は原則的にいつて常に疑わしく、自己の体験に向けられる内在的認識作用の原則的な明白さとは対照をなしている」。端的にいつて、他者のこころの認識Ⅱ「理解」は疑わしい、というのだ。彼はこうもいう。「共在者たちの純粋なわれわれ関係にある場合を除いて、われわれは、独自の生活史的状况にある他の人の個人としての独自性を把握することは、決してできないといえるだろう。他者は、せいぜい部分的自我として、常識的な思考の構成概念のなかに姿を現わすにすぎない」。

②

つまり、結局のところ私は「類型」Ⅱ「常識的な思考の構成概念」によって間接呈示的に類推して他者を「理解」するだけだ、だとすれば、それは「独自性」²を欠いた「部分的」なものにすぎない、というのだ。いや、つづけて彼はこういう、「その他者が純粋なわれわれ関係をとり結ぶ場合でさえも、彼は自らのパーソナリティの一部でもつてその関係に参与しうるにすぎないのである」。ともに時を経る「われわれ関係」でも私は他者のすべてを把握しているわけではなく、そこから示される彼の「こころ」をすべて理解しているわけでもない。「コミュニケーションが完全に成功裡に行われる」ということは、達成不可能である。依然として、私の可能な経験を超越している他者の私的生という接近不可能な領帯が残されているのである」。

Ⅱ

——「理解」のもうひとつの局面は、これときれいに対立する——、シュッツはこうもいう、「要するに、われわれは何の不都合なく他の人々に対処しているのである」。コミュニケーションの不可能性を論じる先の引用の次に、

彼はこう述べる。「だが、日常生活の常識的実践においては、ほとんどすべての適切で有用な目的のために、われわれがわれわれの仲間とコミュニケーションをうち立てることができ、また彼らに対処していくことができるといった程度において、右で述べた問題は解決されているのである」。コミュニケーションは原則的には不可能である。しかし実践的には不都合がない。③

シュッツは、実践の場、あるいは常識的な思考において、この間は「ふたつの根本的な理念化」によって「乗り越えられる」という。ひとつは、「立場の交換可能性」の理念化、Ⅲ、私と他者が位置を交換すれば同じ類型によって世界を同じように見るだろうということをお互いに想定しあっていること。もうひとつは、「レリヴァンスのB」の理念化、すなわち、生活上の相違があるにしろ、実践上の目的を遂行するには十分なぐらい同じ、選定と解釈の基準（この基準が「レリヴァンス」である）を私と他者が共有しているとお互いに想定しあっていること。これは、たんに「反証が挙げられるまで」の「主観的な見込み」にすぎないのだが、「立場を入れ換えれば、私と他者は同じだ」という「見込み」をもちつづけることによって、私たちは他者とコミュニケーションしている、と彼は指摘するのである。④

シュッツはこう述べていた。「コミュニケーションが成功裡になされるのは、実質的に類似のレリヴァンスの体系を共有する人びと……の間でのみ可能なのである」。完全に一致した「類型」を共有する人々の間でのみ「完全な理解」は達成可能である。そして、この地点においてだけ、「完全な理解」が「理解の過剰」³として感じられずにすむ。まったく私と「同じ他者」を「完全に理解してしまう」としても、そこに発見されるものは私と同じ「ところ」であり、私はいたたまれなくなるどころかなつかしい心地がするであろう。まったく私と同じ他者に「完全に理解されてしまう」としても、もともと同じ他者に「私」が奪われるようには感じず、むしろ「私たち」がここにいて、という感じがするだろう。「完全に同じ人々」は「わかりあつて」おり、そうすることは「適切」なのである。

とすれば、「完全な理解」を「適切な理解」だと取り違えるのは、私と他者が「完全に同じ」であることがもつとも適切だ、と前提しているということではないだろうか。「社会」とは「同質」な人々同士が作るのが適切なのだ、とどこかで考えているということではないだろうか。「完全な理解」が達成可能だと考えることは、「完全な同質さ」が実現可能だと考え、それを「社会」の達成すべきモデルだとする前提をもっているということではないだろうか。⑤

少し乱暴な言い方だが、「理解」とは、私とあなたの「同じさ」につきあい、それを広げていく技法である。それをていねいに行っていくことは、私たちに大きな可能性を開き、「社会」という領域をゆたかに形成していく。しかし、私と

あなたの「違い」につきあうことは、どうやらそれとは別の技法が必要である。シュツツの描く「異邦人」は、ひとつの「社会」を作るために「同じさ」のほうに歩み寄っていった。そのような「社会」のつくり方もある。しかし、「異邦人」が「異邦人」のまま、「他者」が「他者」のまま、ひとつの「社会」を作るといつくり方もある。そのように「他者」としての「他者」というためには、「理解」とは異なる技法が、どうしてもあるところから必要になるように、私は思う。

「理解」とは別の技法、「わかりあえない」まま「いっしょにいる」ための技法。——では、それはどんな技法なのだろうか。残念ながら、いま私にできることはほんのわずかなことしかない。しかし、さいごに、不十分でもそれを考えておきたいと思う。

^b チュウ象的にいえば、こうだろう。私が他者と出会うとき、その間には乗り越えられない「差分」が存在する。シュツツのいう「理解」の構図は、その差分を、「わかりあえるはず」＝「同じはず」という「理念化」、いや C でやすと乗り越えていく、というものだった。「理解」とは、いわば「他者はわかるはず」という想定をもちつづけて他者といふことを模索する技法である。それには多くのことができるが、埋められない「わからなさ」が残るとき、それに対処できず、「いっしょにいられない」事態を生む。

これに対し、その「差分」や「わからなさ」にこそつきあう、という技法があるように思う。「理解」はそれに直接はつきあわない。それを「わかるう」とする。「なくそう」とする。しかし、他者に「わからない」差分があるのを前提に、それがありつづけてなおどうすれば「いっしょにいられる」かを考えることもできる。いわば「他者はわからない」という想定を出発点として、他者といふことを模索する技法である。「他者はわかるはず」と思うと「いっしょにいられる」領域は限定されるが、「わからない」のが当然と考えるならば、私たちはずっと多くの場合「いっしょにいること」ができるように思う。

具体的に私にできるのはごく素朴なことにすぎない。そのひとつは、ありふれているが、「話しあう」ということである。「話しあう」ということを始めるのは、しかし、とても難しい。なぜなら、それを始める地点は、「私はあなたのことがわからない！」と宣言する地点だからだ。いま「理解がない場所」にお互いがあることをはっきりと認めることなしに、「話しあう」ということは始まらないだろう。「完全な理解」が達成された「同じ人々」の間、私たちは「わかりあっている」という想定がある場所では、きつと「話しあう」ことは必要ないし、そのための技法を開発することはできない。

私たちは「わかりあおう」とするがゆえに、ときどき少し急ぎすぎてしまう。しかし、「わからない」時間をできるだ

け引き延ばして、その居心地の悪さのなかに少しでも長くいられるようにしよう。その間に、「わかりあう」ことが自然に開かれる場合も、「話しあう」ことを意識的に開く場合も、「わかりあわないまま」ただいっしょにいただけという場合もあるだろう。しかし、「わかる」ことを急ぎすぎ、その時間を稼げないと、私たちは多くの可能性を閉ざしてしまう。私たちは「わかる」ことにすぐに着地したがる。しかし、より困難で大切なのは、「わかる」ための技法よりも「わからないでいられる」ようにする技法であるように私は思う。繰り返すが、これをもたないとき、「わからない」とすぐに「なぐりあう」Ⅱ「暴力」を振るうことをしてしまったり、すぐに「わかるう」として乱暴な「類型」に他者をひきつけるような「理解」に着地するⅡ「差別」することをしてしまったりする。しかし、「わからないでいる」のがジョウ態であり、そこにゆっくりといられるのなら、私たちは「なぐりあう」ことも「差別」することもずっとしなくてすむだろう。

シュッツは、私たちの「社会」が「希望と怖れ」に満ちていることを指摘した。彼が描く人々は、そこから「希望」の方に、「理解」という技法によつて「わかりあう」世界を構築する方向に、歩んでいく。それはすばらしい世界であり、私たちの「社会」はそのような技法である部分が形成されている。しかし、私たちは「社会」のすべてを、「他者」といる場所のすべてを、そのような技法で形成することはできない。そのことをはつきり知るとき、私たちは少し「理解」という技法から自由になることができるように思う。そして、「理解」以外の技法を、「わからない」・「他者」のままの「他者」といっしょにいる技法を、探ることができるように私は思う。

（奥村隆『他者という技法——コミュニケーションの社会学』による。ただし一部変更した。）

問一

傍線 a、b、c のカタカナを漢字に直した場合と同じ漢字を含むものを、次の各群の ①～⑤ のうちから、それぞれ一つずつ選べ。解答番号は

1
2
3

a
イ相

1

- ① エリザベス女王がソクイした。
- ② 電気はキイなる現象を呈する。
- ③ 彼はイルスを決め込んでいる。
- ④ 会社が事務所をイテンする。
- ⑤ 裁判所がイケン立法審査を行う。

b
チュウ象的

2

- ① 始めから最後までチュウギを尽くした。
- ② セツチュウ説を採用して解決をはかる。
- ③ 必要に応じてチュウシャクを付ける。
- ④ 海水から塩分をチュウシュツする。
- ⑤ 紛争をチュウサイする役割を果たした。

c
ジョウ態

3

- ① ビョウジョウは刻々と変化している。
- ② 要望を政府にチンジョウしている。
- ③ 正式に共同開発をヤクジョウする。
- ④ ジョウジュするには努力が必要である。
- ⑤ それはジョウキを逸した行動である。

問二 傍線1「われわれ関係」についての説明として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。 解答番号は 4。

- ① 「われわれ関係」においては、選定と解釈に関する客観的な基準が存在するので、コミュニケーションが円滑に図られる。
- ② 「われわれ関係」においては、他者のすべてを理解しているので、完全なコミュニケーションを図ることが可能である。
- ③ 「われわれ関係」を形成するためには、他者と話し合いを重ね、お互いの言葉の意味を理解しあうことが必要である。
- ④ 「われわれ関係」においても、誤解が生じている場合には、話し合いによりできる限り速やかに解決することが望ましい。
- ⑤ 「われわれ関係」を形成するためには、時間と空間を他者と共有し、ある事象と一緒に経験することが必要である。

問三 空欄Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに入る語の組み合わせとして最も適切なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。 解答番号は 5。

- ① Ⅰ そして Ⅱ すなわち Ⅲ そして
- ② Ⅰ そして Ⅱ そして Ⅲ あるいは
- ③ Ⅰ つまり Ⅱ しかし Ⅲ すなわち
- ④ Ⅰ つまり Ⅱ あるいは Ⅲ そして
- ⑤ Ⅰ しかし Ⅱ しかし Ⅲ すなわち
- ⑥ Ⅰ しかし Ⅱ つまり Ⅲ あるいは

問四 本文には次の文が抜けている。これを入れるのに最も適切な箇所を、本文中の空欄①～⑤のうちから一つ選べ。 解答番号は 6。

つまり、彼は「理解」がどうしようもなく困難であることと、それがやすやすと過ぎていくことというふたつの側面を抜き出しているのだ。
 —さて、では、このふたつの側面の間を埋めるのはなんなのだろうか。

問五 空欄Aに入る語として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。 解答番号は 7。

- ① 意識生
- ② 直接体験
- ③ 自己解釈
- ④ 徴候
- ⑤ 社会的世界

問六 傍線2「独自性」を欠いた「部分的」なものにすぎない」についての説明として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解

答番号は 8。

- ① ある類型についての自分の解釈を当てはめて他者を理解しようとしても、その解釈は独自性を欠いているため、これによって把握することが出来る対象は一部の他者にすぎない。
- ② 間接呈示的に類推して他者を理解しようとする方法は、従来用いられてきているが、方法として独自性を欠いているために、必ずしも効果的であるとは一般に考えられていない。
- ③ ある類型についての自分の解釈を当てはめて他者を理解しようとしても、他者は個人として類型に収まらない部分を有しているため、その独自性を除いた部分だけしか他者を把握することができない。
- ④ 間接呈示的に類推して他者を理解しようとする方法は、各時代の独自性を考慮に入れていないので、一時的にその方法に対する評価が高くて、それが長く続くとは限らない。
- ⑤ ある類型についての自分の解釈を当てはめて他者を理解しようとしても、常識的な思考には独自性が欠けているので、一部の者しかこの方法を用いることができない。

問七 空欄Bに入る語として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 9。

- ① 画一性
- ② 相応性
- ③ 明確性
- ④ 多様性
- ⑤ 独自性

問八 傍線3「理解の過剰」の意味を表すものとして最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 10。

- ① 他者を完全にわかりたいという気持ちが一時的に強くなりすぎること
- ② 自分だけが他者を一方的にわかりすぎていることによる侘しさ
- ③ 他者をわかりすぎたり、他者からわかられすぎたりすることの不快感
- ④ 他者と完全にわかりあえているという認識の誤りが大きくなりすぎること
- ⑤ 他者と完全にわかりあえていることによる喜びを抑えきれないこと

問九 空欄Cに入る語として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 11。

- ① アナクロニズム
- ② モチベーション
- ③ グラデーション
- ④ フィクション
- ⑤ イノベーション

問十 本文の内容に合致するものを、次の①～⑧のうちから二つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。解答番号は 12・13。

- ① 著者によれば、話しあうことは相手を理解できていないという認識をお互いに有していることが前提となるので、話しあいを始めることは決して容易ではない。
- ② シュッツは、「われわれ関係」にない場合でも、時として、他者のところがその身体の動きやリズムを通して根源呈示されることを見逃さないことが肝要であるという。
- ③ 著者は、理解という技法に関するシュッツの考え方に新たな視点を加えることができれば、私たちはそれ以外の技法を模索する必要はないと考えている。
- ④ シュッツは、他者の前で行った身体の動きや他者に発した言葉の意味について、自分自身は理解できているのかを疑ってみることが大切であるという。
- ⑤ 著者は、私たちがもう少しゆつくり時間をかけてお互いにわかりあおうとすれば、多くの地域でなぐりあいが行われることが少なくなると考えている。
- ⑥ シュッツは、「われわれ関係」にない場合には、コミュニケーションを図ることは困難であることから、それをうち立てるためには話しあうことが重要であるという。
- ⑦ 著者は、私たちはお互いに理解できず居心地の悪さを感じていても、できる限りその状況に長くいられるような技法を身に付けることが大切であると考えている。
- ⑧ 著者は、他者と上手に共存していく社会の理想的なモデルは他者と同じ選定と解釈の基準を持ち、相手のことを完全に理解できることが前提であると考えている。

次の文章を読み、後の設問に答えよ。

一九六九年十一月、法学者小林直樹は寛容と不寛容をテーマとする講演を「現代は断絶の時代であり、不信の時代であると言われている」と始め、断絶と不信の事例として、東西イデオロギー対立、ベトナム戦争、宗教・民族・人種間の対立、世代差、派閥闘争などに言及した。今日同じ講演が行なわれたならば、断絶と不信のリストに「ヘイト・スピーチ」が含まれていたと想像してもおかしくないだろう。ヘイト・スピーチと信頼に関係があることはしばしば指摘されてきた。ジャーナリスト中村一成は、京都における朝鮮学校襲撃事件の被害者取材し、「官憲ともどもあの街宣は、彼ら『被害者』がこの社会に対して覚えた信頼が、実は『幻想』に過ぎないことを突きつけたのだ」と述べる。ヘイト・スピーチが市民のあいだに不和と不信を生むという考えは、少なくとも直観的に正しいように思われる。不信を信頼の欠如ととらえるならば、ヘイト・スピーチは信頼を破壊する、あるいは信頼の形成を 甲 する何かである。

以下で主張するのは、¹ 比喩的にはなく文字通り、ヘイト・スピーチは信頼を壊すことがある、というものである。ヘイト・スピーチが標的の心身に深刻な危害を与え、学校や企業の業務を妨害することが明らかになったとしても、どうして「信頼」まで「壊れる」と述べなくてはならないのだろうか。一体誰の誰(何)に対する信頼が壊れてしまうのだろうか。単純に、ヘイト・スピーチを行なう加害者に対する信頼が損なわれるのだろうか。 A、あなたの友人が一度悪質な嘘をついたとしよう。すると、その後あなたはその友人の発言をつねに ^a 疑いの目に受け止め、それに ^b 拠って重要な事柄を決断したりしないだろう。 B、あなたはその友人を信頼していないのだ。ヘイト・スピーチも、類似的な信頼関係に影響を与えるのだろうか。それだけならば、ヘイト・スピーチを行なう人物を危険視し、不用意に近づかなければ、それ以上の害悪は存在しないというのだろうか。以下では、もっと広範な種類の信頼がヘイト・スピーチによって損なわれると主張する。具体的には、市民一般に対する信頼と、それにより支えられる公共財としての安心が損なわれると主張する。

ヘイト・スピーチの定義は論者によってさまざまだが、それでもなお共通しているヘイト・スピーチの特徴は、標的にされる集団への差別にもとづく攻撃である。ヘイト・スピーチ規制論において人種差別に関する条約が引き合いに出されるのは、ヘイト・スピーチのこの特徴ゆえである。たとえば、しばしば引用される国連憲章人種差別撤廃条約第四条は、「ヘイト・スピーチ」という語こそ使用されていないが、「人種の『あるいは』：種族的出身の人の集団の優越性」などに基

づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別…を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し」、「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布^w、人種差別の扇動…も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言する」というように、締約国が差別の扇動といった行為を規制するよう要求している。師岡^注も述べる通り、「ヘイト・スピーチ」はそもそも、批判的人種理論の研究のもと、女性や人種に対する差別的発言や差別にもとづいた犯罪すなわちヘイト・クライムとの関連で使用された語なのである。一般に、ヘイト・スピーチは特定の集団に対する差別を扇動し、その集団への暴力行為などを助長する、それ自体一種の差別的行為だと言うことができる。²

ヘイト・スピーチの一般的特徴づけからも明らかのように、二〇〇九年に京都朝鮮第一初級学校の校舎前で行なわれた街宣・示威活動、二〇一三年に大阪の鶴橋で行なわれた街宣活動など、在日コリアンに対する憎悪を煽る暴言を含んだヘイト・スピーチの典型的事例を単純に一般化し、ヘイト・スピーチを文字通り「憎悪をともなった言論」と考えるのは誤りである。この誤りは日本でも散見され、感情的な批判や非難はすべてヘイト・スピーチであるという論調がうかがえる。

C³、憎悪のみに焦点を当てることは、ヘイト・スピーチの基本的特徴から目を逸らすことになってしまつのである。

日本において二〇一六年六月に施行されたいわゆるヘイト・スピーチ解消法も、「差別的意識を助長し又はユウ^c発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑^xするなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を禁じており、罵詈雑言^y、侮蔑の禁止自体がその核心なのではない。

このようにしてみると、ヘイト・スピーチには一個人に向けられる侮辱以上の社会的害悪が存在することがわかる。ヘイト・スピーチは、「所詮はことば」として片づけられるようなものではなく、標的となる集団の成員を対等に尊重するに値しないかのように扱い、その集団の成員を差別し、攻撃し、排除することを正当化または助長する役割を果たす。ヘイト・スピーチは、それを被る人々の存在そのものに深刻な害を及ぼすのである。さらには、ヘイト・スピーチの社会的

害悪はヘイト・スピーチを行なう者とその標的となる人々のあいだけで完結するようなものではない。先に挙げた街宣の事例のようなヘイト・スピーチを目の当たりにした在日コリアンは、その街宣を行なっている人に近づかなければよいだけののだろうか。そうではないだろう。在日コリアンへ向けられたヘイト・スピーチが社会にまかりとおること、普段ヘイト・スピーチを行なわない市民からさえふたたびそのような差別や差別にもとづく攻撃を受けるかもしれないという不安を在日コリアンに植えつけるのである。

(注) 師岡：師岡康子。
弁護士、外国人 인권法
連絡会事務局長。

ヘイト・スピーチは差別的側面に根差した社会的害悪を持つ。問われているのは、ヘイト・スピーチの社会的害悪が壊す信頼がいかなるもので、そしてそれがいかにして当の信頼を壊すのかということであった。この点が明らかにされれば、具体的に何を行えばヘイト・スピーチが抑制されるのか、あるいは破壊された信頼を回復するために何が必要なのかといった実践的問いに迫る有効な手掛かりにもなるだろう。以下では、とりわけジェレミー・ウォルドロン⁵の議論にイ抛して、この問いを論じたい。

ウォルドロンによれば、ヘイト・スピーチが破壊するのはある種の「公共財(public good)」である。⁶それは、社会に所属する成員の各々が他人からの敵意や暴力、差別や具体的な排除に直面することがないという前提条件とそれが実現する環境そのものを指すと同時に、そうした環境を享受することにより得られる感覚をも指している。ウォルドロンはこのような環境および感覚を「安心(assurance)」と呼ぶ。それは「人々が呼吸する空気のきれいさや、泉から飲む水の水質のように、誰もが当てにできる物事」であり、われわれ全員が共生する市民社会における無形のインフラストラクチャーであるがゆえに公共財なのである。

公共財としての安心は「すべての人によつて、すべての人のために供給される」という性格を持つており、これはジョン・ロールズの説く「秩序ある社会」の議論が下敷きになっている。ロールズによれば、秩序ある社会とは「そこでは誰もが、まさに同一の正義の諸原理を受け入れており、しかも他の誰もがそれらを受け入れていることを知つてもいる」社会である。ここではロールズの正義の原理そのものを扱うことはできないが、互いが正義の原理を受け入れていることを通じて不特定の市民への信頼が醸成⁷される。このことが「公共財としての安心」を享受するための前提となつているのである。

ここまでの説明では、「安心」はあくまで理論的にしか存在しない理想的状態であるかのような印象を持つかもしれない。しかし、そうではない。「安心」はむしろ民主主義的な社会、公正で平等な社会を営むうえでの前提に属するものであり、われわれの社会に当たり前に存在すべきものである。ウォルドロンが注意をうながしているのは、ここで言われる「正義の原理」は正義の構想について議論の余地のある細部に属するものではなく、より「乙」な事柄についてのものである。すなわち、正義の原理が守るのは社会に生きる人々の「尊厳(dignity)」である。「みな等しく人間であり、人間性に備わっている尊厳を持つこと。…みな、もつともひどいかたちの暴力、排除、尊厳の否定、従属からの保護に値すること」⁸、これこそがウォルドロンが注目することである。しかし、「尊厳」とは何だろうか。ウォルドロンは尊厳について多くを述べていないが、尊厳は「単にその個人についての装飾的な事実ではない。尊厳は地位の問題」であるとする。

尊厳は個人の社会的評価の根本にあるものであり、おのこの属性ではなく人格概念に対応している。したがって、ある人を人種的、民族的、宗教的属性などで分類された集団の成員としてのみ扱い、それゆえにその人を自らと同等の社会的地位(social standing)を持った存在として扱わないことが尊厳を毀損することなのである。

さて、われわれは通常、このような意味での尊厳が否定されないと期待している。そしてこの期待は、単なる予測ではなく、社会における隣人・市民一般に対する信頼として実際に現れている。われわれは、次に街で出会う市民が、自分たちを同等の社会的地位を持った存在として扱ってくれると信頼している。このような信頼が 丙 であるとき、公共財としての安心は成立しないだろう。

ヘイト・スピーチによつて壊される信頼とは、公共財としての「安心」および社会の他の成員・市民一般が自分の尊厳を否定しない(同等の社会的地位を持った存在として扱ってくれる)という「信頼」である。

(和泉悠・朱喜哲・仲宗根勝仁「ヘイト・スピーチ」小山虎編『信頼を考える——リヴァイアサンから人工知能まで』

勁草書房による。ただし一部変更した。)

問一 波線 a ～ c のカタカナを漢字に直した場合と同じ漢字を含むものを、次の各群の①～⑤のうちから、それぞれ一つずつ選べ。

解答番号は

14

く

16

。

a

14 カイ疑

- ① 後カイ先に立たず。
- ② カイ議で議決を取る。
- ③ カイ古的な趣味を持っている。
- ④ 恐ろしいカイ物を退治する。
- ⑤ カイ底調査を行う。

b

15 イ抛

- ① イ任状を交付する。
- ② イ論を封じる。
- ③ イ心伝心で気持ちに通じる。
- ④ イ力のあるパンチをもらう。
- ⑤ イ願退職する。

c

16 ユウ発

- ① 座ユウの銘を面接で聞かれる。
- ② ユウ秀な成績を収める。
- ③ ユウ覧船に乗る。
- ④ 子供がユウ拐される。
- ⑤ ユウ霊を怖がる。

問二 波線wゝzの漢字の読みとして最も適切なものを、次の各群の①ゝ⑤のうちから、それぞれ一つずつ選べ。解答番号は

17

ゝ

20

。

w流布

17

① ながれ

② りゅうふ

③ るふ

④ りゅうぶ

⑤ ろうぶ

x侮蔑

18

① ぶべつ

② ぶじゆく

③ ぶひつ

④ こうばい

⑤ かし

y罵詈

19

① ばせい

② あび

③ ぼげん

④ ばり

⑤ かし

z醸成

20

① じょうぞう

② ぞうぜい

③ じよせい

④ じせい

⑤ じようせい

問三 空欄甲ゝ丙に当てはまる語として最も適切なものを、次の各群の①ゝ⑤のうちから、それぞれ一つずつ選べ。解答番号は

21

ゝ

23

。

甲 ① 疑問視

② 阻害

③ 逆転

④ 忘却

⑤ 刷新

乙 ① 漸進的

② 功利的

③ 根本的

④ 理想的

⑤ 悲観的

丙 ① 顕著

② 不適切

③ 前提

④ 神聖

⑤ 不在

問四 空欄AゝCに当てはまる語として最も適切なものを、次の①ゝ⑤のうちから、それぞれ一つずつ選べ。解答番号は

24

ゝ

26

。

A ① つまり

② しかし

③ たとえば

④ このように

⑤ すると

B ① また

② つまり

③ もしくは

④ しかし

⑤ たとえば

C ① また

② たとえば

③ もしくは

④ しかし

⑤ では

問五 傍線1「比喩的ではなく文字通り」とあるが、著者がこのように表現した意図として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

解答番号は 27。

- ① 「壊す」という表現の辞書的な意味の中に、「信頼を壊す」という含みがあることを、より修辭的に美しい表現を用いて示したかったから。
- ② 「壊す」という言葉を、物語の文脈を理解しながら把握されるような文学的なニュアンスを含まない、学術的にしっかりと定義された言葉として使用したかったから。
- ③ 「壊す」という言葉に、比喩的な解釈を施すことが、この言葉の本来の意味を歪めてしまうものであり、そもそも不適切であることを示したかったから。
- ④ 信賴のような抽象的な事柄であつても實際に破壊されることについて、物や建物のような具体的な事物の破壊になぞらえて修辭的に表現しているのではないことを強調したかったから。
- ⑤ 文章に書かれた言葉を「文字通り」に理解することが、一切の先入観なしに、素直に文章を読む上で非常に大切であり、そのことを読者に強調したかったから。

問六 傍線2「それ自体一種の差別的行為だ」とあるが、著者がこのように主張する理由として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ

選べ。解答番号は 28。

- ① ヘイト・スピーチは、差別的感情がきっかけで、私的領域で行なわれる言動であるから。
- ② ヘイト・スピーチは、「所詮はことば」として片づけられるようなものではなく、標的となる集団の成員を差別することだけでなく、それを助長することを本質的な要素として含んでいるから。
- ③ ヘイト・スピーチは、差別を批判的に眺める視点を本質的に欠いており、差別に対する抑止力としてほとんど機能していないから。
- ④ ヘイト・スピーチが攻撃の対象とするのは、常にリベラル派を自認する知識人であり、そうした人々をいつそう社会的に不利な立場に置くことを意図しているから。
- ⑤ 社会におけるあらゆる差別は、ヘイト・スピーチを起源としており、その意味でヘイト・スピーチは差別のうちに深く根差していると考えるから。

問七

傍線3「憎悪のみに焦点を当てることは、ヘイト・スピーチの基本的特徴から目を逸らすことになってしまう」とあるが、この主張の説明として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は **29**。

- ① ヘイト・スピーチの基本的な特徴は曖昧なものであり、マスメディアの報道の仕方によって、どのようにも解釈できてしまう。
- ② ヘイト・スピーチの基本的な特徴は、世間的にはあまり知られておらず、マスメディアは故意に市民の視線をそこから逸らそうとしている。
- ③ 人は憎悪にとらわれると、理性的な思考が停止してしまい、ヘイト・スピーチの基本的な特徴が何であるかを見失ってしまう。
- ④ 研究者たちが、ヘイト・スピーチの基本的な特徴として、憎悪にのみ焦点を当てることは、アカデミズムの悪しき弊害である。
- ⑤ 差別を扇動し、助長する行為であることがヘイト・スピーチの基本的な特徴であり、スピーチに含まれる憎悪は付随的な特徴である。

問八

傍線4「ヘイト・スピーチの社会的害悪はヘイト・スピーチを行なう者とその標的となる人々のあいだだけで完結するようなものではない」とあるが、この主張の説明として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は **30**。

- ① ヘイト・スピーチによってもたらされる被害は、ヘイト・スピーチの標的となる当事者が、ヘイト・スピーチから受ける個人的ないし集団的被害にとどまらず、より幅広い社会的被害をも含んでいる。
- ② ヘイト・スピーチは、倫理的にも許されないことであり、被害に遭っている当事者がそれを我慢すれば済む、ということでは決してない。
- ③ ヘイト・スピーチの加害者は、一回きりの加害では満足せず、その標的を拡大する傾向があり、その動向を常に監視しておく必要がある。
- ④ ヘイト・スピーチの被害に遭った者は、精神的なダメージを長期に渡って負い続けるため、加害者だけでなく、社会がその損失を補償する必要がある。
- ⑤ ヘイト・スピーチは社会全体の問題であり、加害者個人にその責任を負わせるのは適切ではない。

問九

傍線5「実践的」とあるが、この対義語として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は **31**。

- ① 理論的
- ② 倫理的
- ③ 宗教的
- ④ 科学的
- ⑤ 非専門的

問十 傍線6「ヘイト・スピーチが破壊するのはある種の「公共財(public good)」である」とあるが、著者が主張する「公共財」の重要な側面として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから選べ。解答番号は 32。

- ① 政府によって管理・運営される財産であること。
- ② 公共福祉政策の中で保証されているサービスであること。
- ③ 社会の誰もが享受し、利用することができ、社会に当たり前に存在すべきものであること。
- ④ 物的な実体のない無形文化財であること。
- ⑤ 地域の人々が安全に暮らせるために建設されたインフラ設備であること。

問十一 傍線7「理論的にしか存在しない理想的状態であるかのような印象を持つかもしれない」とあるが、著者がこのように述べる理由として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 33。

- ① 安心が公共財であることの説明が、理論的に行なわれているため、それが理論化学における気体の振る舞いを理想化して説明する方法とよく似ているという印象を読者が持つことを予想したから。
- ② 安心が公共財であることの説明が、理想に基づいて教育や社会を変革する理論的意義の観点で述べられているだけで、その説明が現実とどの程度対応するのか分からない読者もいるはずだと予想したから。
- ③ 安心が公共財であることの説明が、理論としてあまりにも荒唐無稽であるので、それが現実には存在しない架空の状況を描いているにすぎないという印象を読者が持つことを予想したから。
- ④ 安心が公共財であることの説明が、論理的には不必要な修辭的な技法を用いて行なわれているため、安心が現実には決して存在しえない、物語の中で表現される架空の状態であるという印象を読者が持つことを予想したから。
- ⑤ 安心が公共財であることの説明が、誰もが正義の諸原理を受け入れていることを前提としているため、安心そのものが理屈の上でのみ成立し、望ましいものではあれ、現実には成立していない状態であるという印象を読者が持つことを予想したから。

問十二

傍線 8 「尊厳は「単にその個人についての装飾的な事実ではない。尊厳は地位の問題」である」とあるが、この主張の説明として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。 解答番号は 34。

① 尊厳は、個人をどのように魅力的に見せるかという表面的な事柄ではなく、その人が社会においてどのような尊敬を得られるかという、個人の社会的信頼にかかわる問題である。

② 尊厳は、人種、民族、宗教などの属性を尺度とした評価ではなく、その人が社会において、等しく人として相応しい扱いを受けることで維持される、社会的評価の土台である。

③ 尊厳は、周囲の人間に好印象を持ってもらえるかどうかという表面的な事柄ではなく、その人が社会においてどのような役割を得られるかという、より重要な問題である。

④ 個人の尊厳を無視することは、個人にとって直近の不利益にはならないが、長期的にその人の不利益になるような深刻な問題である。

⑤ 個人の尊厳を無視することは、その人にとって手痛い社会的制裁であり、最終手段とされなければならない。

問十三

本文中の著者の主張として最も適切なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。 解答番号は 35。

① ヘイト・スピーチが倫理的に許されないことはもはや議論の余地がないが、そのことを社会通念としてより定着させていかなければならない。

② ヘイト・スピーチは、社会の構造上不可避免的に生じてくるが、政府はそれに対して厳格に対処しなければならない。

③ ヘイト・スピーチは、標的となっている人が、その現場から離れば解決する問題である。

④ ヘイト・スピーチは、個人の尊厳を破壊し、また公共財としての安心を破壊するという意味で、社会的な利益を大きく毀損する有害な行為である。

⑤ ヘイト・スピーチは、被害者にとって有害であるが、それ以上に、社会全体の品位を低下させるという意味において、社会的利益をも損なっている。

(こ の ペ ー ジ は 白 紙 で す)

(こ の ペ ー ジ は 白 紙 で す)

(こ の ペ ー ジ は 白 紙 で す)